



警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第69号)

配信日 平成26年6月20日

長崎県消費生活センターからの情報です

### 自動配信メールを装い

### キャンセル手続きに誘導する手口に注意!!

〈相談事例〉

大手ネット通販モールから、「液晶テレビの注文を受付けました。これは自動配信メールです。」とメールが届いた。まったく身に覚えがない。メールには「注文に覚えのない方は、必ずキャンセルボタンから入り、手続きをするように」と指示がある。不審だ。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 大手インターネットモールを装い、メール受信者にあたかも自分が注文したのではと思わせ、キャンセル手続きへと誘導する手口です。「24時間以内にキャンセルをしない場合、指定のアドレス及び住所に配送する」などの記載で不安にして、キャンセル手続きを急がそうとします。
- 指示通りにキャンセルボタンを押してしまうと、何らかのこちらの情報を相手に伝えてしまう恐れがあります。注文した覚えがない場合は、決して記載された連絡先に電話をしたり、キャンセルボタンを押したりしないようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)